

令和2年6月8日
令和2年7月15日一部改正
令和2年7月29日一部改正
令和2年11月16日一部改正

糸満市新型コロナウイルス感染症対策本部

「新型コロナウイルス感染症にかかる市主催の会議・イベント等の開催基準」(11月16日以降)

令和2年9月5日沖縄県独自の緊急事態宣言解除後、今現在も新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではありません。

そのような状況の中、今後も「三つの密」を回避し、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染予防を十分に講じながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく必要があります。今回、国及び県イベント等の実施ガイドラインの改正に伴い、令和2年7月29日に一部改正した「新型コロナウイルス感染症にかかる市主催の会議・イベント等の開催基準」を見直いたしました。今後11月末までの間、市内で開催されるイベント等に関して、下記の開催基準を参考にご対応をお願いします。

なお、以下の内容については、地域での患者発生状況や国及び県の動向を踏まえ、再度見直しを行う場合があります。

1. 市が主催するイベントについて(式典・講演会・研修会等)

(1) 警戒レベル第1・第2段階の期間で、かつ、必要な感染防止策が担保される場合

時期	区分	収容率 *1	人数上限 *1	全国的・広域的な人の移動を伴う大規模イベント
感染状況を見つつ 11月末まで	座席あり (参加者固定)	<input type="checkbox"/> 大声での歓声・声援等なし⇒100%以内 <input type="checkbox"/> 大声での歓声・声援等あり⇒50%以内	① 収容人数： 10,000人超⇒収容人数の50% ② 収容人数： 10,000人以下⇒ 5,000人	参加者の把握が困難な場合は、中止を含めて慎重に検討。実施する場合は、十分な間隔(1m)を設け、その間隔維持が困難な場合は、開催について慎重に検討。
	座席なし (参加者自由行動)	<input type="checkbox"/> 大声での歓声・声援等なし⇒適切な間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔) <input type="checkbox"/> 大声での歓声・声援等あり⇒十分な間隔(1m)		

- ※ 100%の要件は国事務連絡別紙5を参考とする。
- ※ 異なる観客グループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内）内では座席間隔を設けなくてもよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
- ※ イベントの人数規模について、スタッフや出演者等も含め、同時期に同施設に集まる人数をもって判断する。
- * 1・・・収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要あり）

(2) 警戒レベル第3段階の期間で、かつ、必要な感染防止策が担保される場合

項目	収容率*1	人数上限*1
屋内イベント	50%以内	5,000人以内
屋外イベント	十分な間隔（1mできれば2m）	5,000人以内

* 1・・・収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要あり）

(3) 警戒レベル第4段階、又は緊急事態宣言発出中の期間で、かつ、必要な感染防止策が担保される場合

オンライン開催や、感染防止対策を講じた上での分散開催、又は規模を縮小の上、開催してください。

- ◆民間等の主催で大規模イベント（1,000人超）実施の場合、様式1「沖縄県における全国的・広域的イベント事前相談書」を記入の上、県（各所管団体担当部局）に事前相談すること。
（大規模イベントとは、スタッフや出演者等も含め、同時期に同施設に1,000人を超える人が集まる人数をもって判断する）

2. 市が主催する会議（審議会・説明会等）について

実施する場合は、規模の縮小も含め、感染リスクへの対応を徹底いたします。

3. 感染防止対策事項

- ① 会場および待合場所等における「3つの密」（密閉・密集・密接）を徹底して回避すること
- ② 高齢者や基礎疾患がある者、妊婦は人込みをできる限り避けること
- ③ 人と人との間隔（1m）はできるだけ確保すること
- ④ 大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等がなされないよう留意すること
- ⑤ 参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握すること（疫学的調査の協力のため）
- ⑥ イベント等の前後や休憩時間等の交流を極力控えるよう呼びかけること
- ⑦ 下記の方は参加を控えてもらうよう、事前に周知すること
 - ・風邪症状（発熱・咳・咽頭痛・鼻水・鼻づまり）がみられる
 - ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域（クラスター等）へ旅行・出張した方
- ⑧ マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかけること

- ⑨ 手洗いや手指消毒の徹底、手の触れる場所の消毒
- ⑩ 会場の入り口にアルコール消毒液等を設置すること
- ⑪ 定期的な換気の実施（1～2時間に1回以上、1回あたり5分～10分）
- ⑫ 入場者の制限や誘導を行う
- ⑬ 共有で使用する物品は極力減らし、開催前・終了後には、共通で使用した物品を消毒すること
- ⑭ 飲食を伴う場合は、「新しい生活様式の実践例」に記載されている事項に留意すること
- ⑮ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や沖縄県 LINE 公式アカウントの利用を促進すること

4. 本市が共催、後援等を行う事業について

上記に準じた取り扱いを事業の主催者等に要請いたします。

5. 祭り等の行事にかかる対応

祭り、花火大会、野外フェスティバル等人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこととします。

- ① 地域で行われる盆踊り等、全国又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止対策（例えば、発熱や風邪症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけてまいります。
- ② ①以外の行事（全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの）については、中止を含めて慎重に検討するよう促してまいります。

6. 施設について

学校をはじめとした全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染予防対策の徹底を依頼してまいります。

7. 参考資料について

- ① **新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針**（国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議 令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）10ページ～11ページ 二 **新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針**、20ページ～22ページ （3）まん延防止 6）緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等）
- ② **新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言**（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 令和2年4月22日）で示された（参考資料1）「人との接触を8割減らす、10のポイント」
- ③ **新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言**（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 令和2年5月4日） 8ページ～12ページ 4.今後の行動変容に関する具体的な提言（1）感染拡大を予防する新しい生活様式について（別添）「新しい生活様式」の実践例、（2）業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点

- ④ 沖縄県「新型コロナウイルス感染症にかかる沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」（2020年10月2日改正）
https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/2020_new_korona_event_info.html
- ⑤ 業種別ガイドライン (<https://corona.go.jp/>)
- ⑥ 第2波、第3波に備えた警戒レベル指標の策定について（令和2年7月2日 沖縄県策定）

お問い合わせ先
糸満市新型コロナウイルス感染対策本部
市民健康部 健康推進課
TEL 098-840-8126 FAX 098-840-8154